

【参考】

環境基準に係る関係法令等（抜粋）について

1 環境基本法（平成5年法律第91号）

第3節 環境基準

第16条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

2 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）

（環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域）

第1条 環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。

別表

- 一 河川
 - ロ 阿武隈川水系の阿武隈川
 - ソ 阿賀野川水系の阿賀野川

3 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号） 抜粋

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（抜粋）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されぬこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されぬこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されぬこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下

四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

(中略)

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表2 抜粋

【河川】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

【湖沼】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

4 処理基準

環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（抜粋）

第1 環境基本法関係

水質汚濁に係る環境基準が類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合の水域の指定（以下「類型指定」という。）に関する事務は、環境基本法第16条第2項に基づき、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表に定める水域以外は、都道府県が法定受託事務として行うこととされた。都道府県が事務を行う際には、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「告示」という。）に定めるほか、以下によることとする。

1. 類型指定の必要性の判断

類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべて」を対象に行う必要があるが、水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の類型指定についての判断は以下のとおりとする。

(1) 水生生物保全環境基準について

- 1) 水生生物保全環境基準の類型指定は、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについて行うこと。
- 2) 水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、その要因を検討し、要因の解決により水生生物の生息が可能となった場合に類型指定を行うこと。
- 3) 類型指定に当たっては、水生生物保全環境基準項目による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先すること。
- 4) 類型指定を効果的・効率的に進める上で、告示別表2の1の(1)のア、(2)のア及び2のアの項目の欄に掲げる項目（以下「一般項目」という。）に係る環境基準及び告示別表2の1の(2)のイ及び2のイの項目の欄に掲げる項目に係る環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用すること。その場合にあつて、利用目的の適応性に水産を含まない類型が当てはめられている水域において、溶存酸素量が常に低いレベルで推移するなど、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合は、原則として他の水域に優先して類型指定を行う必要はないが、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等から、水生生物の保全を図ることが重要であると判断される場合には、優先して類型指定を行うこと。
- 5) 人為的な原因だけでなく自然的原因（鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等をいう。以下同じ。）により検出される可能性のある物質が、当該水域において自然的原因により基準値を超えて検出される可能性があるとして判断される場合には、類型指定に当たって当該水域の実情を十分に把握すること。また、この場合にあつて、自然的原因が明らかに環境基準超過の原因と判断される場合は、水域ごとに超過する項目の環境基準としての適用を除外することもできること。
- 6) 類型指定を行う水域の区分については、以下の点に留意すること。
 - ① 類型指定を行うべき海域は、内湾及び沿岸の地先海域の範囲とすること。
 - ② 河川の汽水域については、河川の類型を当てはめること。
 - ③ 汽水湖（汽水域のうち、告示別表2の1の(2)のア又はイが当てはめられる区間

をいう。以下同じ。)については、②によらず、当該水域における水生生物の生息状況から、湖沼又は海域のいずれか適切な類型を当てはめること。

④水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域については、その水域を厳密に細分して指定することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続するような場合にはそれらの水域を一括して指定すること。

2. 類型指定を行うために必要な情報の把握について

(1) 類型指定を行うための水質調査の方法について

類型指定を行うための水質調査は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）によること。

(2) 水生生物保全環境基準の類型指定に必要な情報の把握について

類型指定に際して、水生生物の生息状況の適応性を判断するため、以下に掲げる事項に係る情報を把握して整理すること。検討に当たっては最近の情報のみならず、過去からの水域の状況の変化についても可能な限り把握すること。

1) 水質の状況

水質の状況については、一般項目、水生生物保全環境基準項目並びに湖沼、海域にあつては全窒素及び全リンについて最近の水質の状況に関する情報を把握するとともに、水域の特性を踏まえ、必要に応じて、塩分濃度、透明度等を把握すること。また、水生生物保全環境基準項目による著しい水質汚濁が進行している水域については、水域の特性に応じて、自然的原因を含め、当該水質汚濁の発生源の状況を把握すること。

2) 水温の状況

水温の情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、河川及び湖沼において可能な限り詳細に把握すること。海域においても基礎的な情報として把握すること。

3) 水域の構造等の状況

水底の底質を構成する材料、主な人工構造物、流れの状況等の情報を、水域の特性を踏まえ、必要に応じて、水生生物の生息環境に関する基礎的な情報として把握すること。

4) 魚介類の生息の状況

魚介類の生息状況に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、可能な限り詳細に把握すること。その場合にあつて、河川及び湖沼は、生物A類型に該当するイワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物、生物B類型に該当するコイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の生息状況についてそれぞれ把握すること。生息状況の把握に当たっては、魚介類の採取等による調査結果、水産漁獲状況や水生生物の生息状況に関する調査結果を把握すること。また、必要に応じて、漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況を把握すること。

5) 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、できるだけ詳細に把握すること。この情報の把握に当たっては、産卵場（繁殖場）、幼稚仔の生育場に関する調査結果、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき指定された保護水面等、各種法令

により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場としての保全の必要性が示されている水域の設定状況を把握すること。また、必要に応じて、一般に幼稚子の生育にとって重要な場所と考えられる、よどみ、後背水域、水際植生、藻場、干潟、さんご礁等の状況を把握すること。

6) 汽水域に関する情報

河川に区分される汽水域において、海域に主に生息する水生生物（以下「海生生物」という。）が優占して生息する情報がある場合には、当該水域の水質や水生生物の生息状況等の当該水域の特性に関する情報について、1)～5)により把握すること。

3. 類型指定を行う際の水域境界の判断

類型指定を行う際の海域又は湖沼とそれ以外の公共用水域との境界については、以下により判断することとする。

(1) 海域と海域以外の公共用水域との境界

- 1) 海域と接続する海域以外の公共用水域が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 1 項の一级河川である場合には、同法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 5 条第 2 項の河川現況台帳の図面に記載されているところをもって、海域との境界とする。ただし、1. の (3) の 6) の③により、海域の類型を汽水湖に当てはめた場合を除く。
- 2) 当該公共用水域が 1) の河川以外の河川である場合にあっては、次によること。
 - ①河口において突堤又は防波堤が突出している場合には、両岸の突堤又は防波堤の先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。
 - ②河口において河川護岸又は河川堤防とが明らかに区別できる場合は、両岸の河川護岸、又は河川堤防の先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。
 - ③①及び②に該当しない河川等にあっては、左右岸の河川堤防法線又は河川部分の水際線を海域に延長した線と海岸部における通常の干潮時の汀線との交点を結んだ線をもって、海域との境界とする。
- 3) 河口部が河川区域であると同時に港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項の港湾区域又は漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 2 条の漁港である場合にあって、港湾又は漁港以外の河川区域に対し港湾区域又は漁港である部分の幅が大幅に拡大し、流水が停滞性を示しているときは、前記 1) 及び 2) にかかわらず当該河口部は海域として取り扱う。

(2) 湖沼と湖沼以外の公共用水域との境界

- 1) (1) の 2) の③に準じて判断することとする。
- 2) この場合において、湖沼の汀線は渇水時の汀線とする。なお、人造湖の場合にあっては、その上流端は、渇水時のバックウォーターの終端とする。

4. 類型指定の見直し

上記 1. ～ 3. に準ずることとする。

なお、水生生物保全環境基準の類型指定については、水生生物の生息状況の変化等事情の変更があれば、適宜見直しの検討が必要となるため、水質汚濁防止法第 15 条に基づく常時監視における環境基準項目等の水質の状況の把握のほか、水生生物の生息状況等、類型指定を行うために必要な情報を把握、整備しておくこと。

水質環境基準（水生生物の保全に係るもの）の水域類型指定一覧表

1 河川

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備考
阿武隈川	阿武隈川（１） 〔羽出庭橋（宮城県丸森町）より上流〕	生物A	イ	羽太橋、阿久津橋、 大正橋	H22. 9. 24 環 境 省告示第46号	
	社川	生物B	イ	王子橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	釈迦堂川 （影沼橋より上流）	生物A	イ	須賀川市水道取水地点	〃	
	釈迦堂川 （影沼橋より下流）	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	大滝根川 （三春ダム貯水池より上流）	生物A	イ	船引橋	〃	
	大滝根川 （三春ダム貯水池より下流）	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	谷田川	生物A	イ	谷田川橋	H22. 3. 26 県告示205号	
	逢瀬川 （馬場川合流点より上流）	生物A	イ	馬場川合流点上流	H21. 3. 23 県告示187号	
	逢瀬川 （馬場川合流点より下流）	生物B	イ	幕ノ内橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	五百川	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	摺上川 （摺上川ダム貯水池を除く）	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	広瀬川	生物A	イ	舘ノ腰橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	小国川	生物B	イ	広瀬川合流前	〃	
	今出川（北須川合流点より下流 及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川）	生物B	イ	猫啼橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	北須川 （千五沢ダム貯水池より上流）	生物A	イ	やなぎ橋	〃	
阿賀野川	阿賀野川上流 〔早出川合流点（新潟県阿賀野市）より上 流に限り、大川ダム貯水池を除く〕	生物A	イ	田島橋、宮古橋、 新郷ダム、麒麟橋、 横雲橋	H22. 9. 24 環 境 省告示第46号	
	湯川（東山ダム貯水池を除く）	生物A	イ	滝見橋、新湯川橋	H22. 3. 26 県告示205号	
	旧湯川	生物B	イ	栗ノ宮橋	〃	
	宮川	生物A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	生物B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 （金川発電所放流水路合流点より下流）	生物B	イ	南大橋	〃	
	田付川	生物A	イ	大橋、下川原橋	〃	
	濁川 （濁川橋までの上流）	生物A	イ	濁川橋	〃	
	濁川 （濁川橋より下流）	生物B	イ	山崎橋	〃	
那珂川	黒川 （福島県に属する水域に限る）	生物A	イ	栃木県境	H20. 3. 18 県告示197号	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備考
久慈川	久慈川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	松岡橋、高地原橋	H19. 3. 30 県告示242号	
小泉川	小泉川	生物B	イ	小泉橋、百間橋	〃	
宇多川	宇多川 (福島県に属する水域に限る。 ただし、松川浦(全域)を除く)	生物A	イ	堀坂橋、百間橋	〃	
真野川	真野川 (真野ダム(全域)を除く)	生物A	イ	落合橋、真島橋	〃	
新田川	新田川	生物A	イ	木戸内橋、鮭川橋	〃	
請戸川	請戸川 (大柿ダム(全域)を除く)	生物A	イ	請戸橋	〃	
	高瀬川	生物A	イ	慶応橋	〃	
小高川	小高川	生物A	イ	善丁橋、ハツカラ橋	H20. 3. 18 県告示197号	
木戸川	木戸川	生物A	イ	長瀞橋、木戸川橋	H19. 3. 30 県告示242号	
浅見川	浅見川	生物A	イ	坊田橋	〃	
大久川	大久川及び小久川	生物A	イ	蔭磯橋	H20. 3. 18 県告示197号	
夏井川	夏井川	生物A	イ	北ノ内橋、久太夫橋、 六十枚橋	H19. 3. 30 県告示242号	
	仁井田川	生物A	イ	松葉橋	〃	
	好間川	生物A	イ	岩穴つり橋 夏井川合流前	〃	
藤原川	藤原川	生物B	イ	愛谷川橋、みなと大橋	〃	
鮫川	鮫川 (高柴ダム(全域)を除く)	生物A	イ	井戸沢橋、鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川 (小埜橋より上流)	生物A	イ	小埜橋	〃	
	蛭田川 (小埜橋より下流)	生物B	イ	蛭田橋	〃	

2 湖沼

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備考
大川ダム貯水池 (若狭湖)	生物A	イ	湖心	H22. 9. 24 環境 省告示第46号	
東山ダム貯水池	生物A	イ	東山ダムサイト	H22. 3. 26 県告示205号	
千五沢ダム貯水池	生物B	イ	千五沢ダムサイト	H20. 3. 18 県告示197号	

3 海域 (本県における指定なし。)

(注) 達成期間の分類は次のとおりであり、以下の表についても同じである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

これまでの類型指定の状況と今後の予定

BOD 等生活環境項目の水質環境基準が設定されている 41 河川、14 湖沼（国指定の河川・湖沼を除く）において、これまで、下表のとおり水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定を行ってきたが、平成 22 年度以降も同指定の検討を順次行う予定である。

年 度	指定(予定)水域	水 域 名	備 考
平成 18 年度	15 河川	久慈川、小泉川、宇多川、真野川、新田川、 請戸川、高瀬川、木戸川、浅見川、夏井川、 仁井田川、好間川、藤原川、鮫川、蛭田川	(指定済)
平成 19 年度	9 河川 1 湖沼	大滝根川、釈迦堂川、北須川、今出川、 社川、黒川、大久川、小久川、小高川 千五沢ダム貯水池	(指定済)
平成 20 年度	5 河川	逢瀬川、五百川、摺上川、広瀬川、小国川	(指定済)
平成 21 年度	8 河川、1 湖沼	日橋川、湯川、旧湯川、宮川、旧宮川、 田付川、濁川、谷田川、東山ダム貯水池	(指定済)
		(指定済：37 河川、2 湖沼)	
平成 22 年度	2 河川、4 湖沼	只見川、伊南川、尾瀬沼、奥只見貯水池、 田子倉貯水池、沼沢湖	(本諮問)
平成 23 年度	8 湖沼	雄国沼、檜原湖、曾原湖、小野川湖、 秋元湖、磐梯五色沼湖沼群、猪苗代湖、 羽鳥湖	(予定)
対象水域	41 河川、14 湖沼	荒川、松川については、類型指定を見送り (平成 20 年度)	

(海域の類型指定については、平成 24 年度以降に検討予定)

水生生物の保全に係る水質基準の類型指定 全国指定状況

平成21年7月現在(環境省:平成22年3月まとめ)

指定自治体	河川数			水域数			湖沼数			水域数			指定計		
	特A	A	特B	特A	A	特B	特A	A	特B	特A	A	特B	特A	A	特B
環境省	23	16	1	20	37		18	15	4	4	23		1	5	1
宮城県	2	2	2	4			2	2			2				
福島県	28	23	9	32			1		1	1	0				
茨城県	59	12	47	59							0				
埼玉県	28	9	25	34							0				
新潟県	2	1	2	3							0				
愛知県	8	3	8	11							0				
大阪府	54	9	50	59							0				
合計	204	176	161	239			21	0	17	4	5		1	5	1

特別域の指定状況

特別域の指定	指定水域の場所	指定の地域、「指定の考え方」の適合等
河川特A	三面川 (河口から種川分岐点)	新潟県村上市市内、保護水面の指定(サケの産卵、ふ化、生育場)
河川特B	荒川 (中流:玉淀ダム～正喜橋)	埼玉県大里郡寄居町市内、保護水面の指定(ウグイ、アユ)
湖沼特B	琵琶湖 4か所 (北湖3か所、南湖1か所)	北湖: ①滋賀県長浜市湖北町延勝寺・海老地地先、保護水面の指定(フナ、モロコ) ②長浜市西浅井町岩熊地先、琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に基づくヨシ群落保護区域に指定、ヨシ帯におけるモロコ、コイ、フナの産卵場 ③高島市針江地先、ヨシ群落保護区域に指定、ヨシ帯におけるモロコ、コイ、フナの産卵場 南湖: ④草津市新浜地先、ヨシ群落保護区域に指定、ヨシ帯におけるモロコ、コイ、フナの産卵場
海域特A	東京湾 5か所 (三番瀬、盤洲干潟、富津干潟、内房沿岸、三浦半島)	※保護水面の指定なし ①三番瀬(千葉県船橋市付近、干潟部及びその周辺にある水深5m以浅の水域) ②盤洲干潟(木更津市の小櫃川河口付近、干潟部・アマモ場及びその周辺にある水深5m以浅の水域) ③富津干潟(木更津市の小糸川河口から、富津市の富津岬まで、干潟部・アマモ場及びその周辺にある水深10m以浅の水域) ④内房沿岸(富津市富津岬から鋸南町境界の間、浅場) ⑤三浦半島(神奈川県三浦市猿島周辺海域から三浦市剣崎の間、岩礁性藻場)

特別域指定の考え方

1	水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている水域
2	保護水面に指定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚子の生育場として保護が図られている水域
3	(河川、湖沼の場合)水深、流速、河床材料、川岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれる水域 (海域の場合)地形、水質、底質及び藻場などの沿岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれる水域